「海岸保全施設整備事業費補助　経営体育成基盤整備事業費補助　中山間総合整備事業費補助」を削り、「農村環境保全対策事業費　畑地帯総合農地整備事業費補助」を「戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助」に、「かんがい排水事業費補助　農村振興整備事業費補助」を「水産基盤整備事業費補助」に、「農山漁村地域整備交付金　水産基盤整備事業費補助」を「農山漁村地域整備交付金」に改める。

附　則

平成二十二年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第四百五十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年五月九日

国土交通大臣　大畠　章宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1128	溶融亜鉛－4.5％アルミニウム－0.5％マグネシウム－0.05％ニッケル合金めっき処理を講じた鋼材に応じて評価する方法	3－1　劣化対策等級（構造躯体等）	ＪＦＥ鋼板株式会社	東京都品川区大崎一丁目11番2号	平成23年4月21日

○国土交通省告示第四百五十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年五月九日

国土交通大臣　大畠　章宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1129	結露の発生を防止する対策に関する基準に代わる構造方法に応じて評価する方法	5－1　省エネルギー対策等級	積水化学工業株式会社	大阪府大阪市北区西天満二丁目4番4号	平成23年4月21日

○国土交通省告示第四百五十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年五月九日

国土交通大臣　大畠　章宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1130	結露の発生を防止する対策に関する基準に代わる構造方法に応じて評価する方法	5－1　省エネルギー対策等級	積水化学工業株式会社	大阪府大阪市北区西天満二丁目4番4号	平成23年4月21日

○観光庁告示第七号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、株式会社ジェイティービー能力開発（登録研修機関第十五号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年五月九日

観光庁長官　溝畑　宏

一　代表者の氏名の変更

変更前	新保　稔
変更後	渋谷　正光

二　変更の年月日　平成二十三年四月一日

○環境省告示第四十七号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十五条第一項の規定に基づき、自然公園法第二十五条第一項に規定する指定認定機関の指定の件（平成二十三年二月環境省告示第十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月九日

環境大臣　松本　龍

第一号中「財団法人知床財団」を「公益財団法人知床財団」に改める。

○防衛省告示第百五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年五月九日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年五月十六日（予備、同月十七日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(ヨ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦　自衛艦四隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年五月九日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年五月十七日から同月十九日まで（予備、同月二十日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦　自衛艦六隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年五月九日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年五月十七日から同月十九日まで（予備、同月二十日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦　自衛艦六隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。